



予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	家庭相談員報償費	1,242	報償費	家庭相談員報償費	1,229	報償費	家庭相談員報償費	1,331
負担金	東京家庭相談員 連絡協議会分担金	4	負担金	東京家庭相談員 連絡協議会分担金	4	負担金	東京家庭相談員 連絡協議会分担金	4

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 家庭相談件数	145	158	199	200		
	② 上記のうち、専門相談員相談件数 (再掲)	108	95	73	90		
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民からのあらゆる相談が寄せられ、区民相談所等他部署の相談業務との領域が明確でないために相談者がたらい回しになってしまう場合がある。</li> <li>相談室が不足しており、プライバシー保護の観点から、早急に対応する必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 家庭相談員設置区 17区。（うち東京家庭相談員連絡協議会 会員区15区） 未実施区（目黒・文京・中野・北・葛飾）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	2日間の相談日を面接・電話どちらでも可とし、より相談者のニーズに合うような体制とする。	2日間の相談日を面接・電話どちらでも可とし、相談者が利用しやすい体制とした。	相談者が望む場合で配偶者からの身体的暴力がない場合には、夫婦同伴の相談を受け付けることも可とする。
②	生活困窮者対応について、生活福祉課と対応の調整を図る。	生活困窮者の相談については、相談時から生活福祉課と同席し、緊急一時保護が迅速にできるよう連携した。	家庭相談員としての相談対象を「18歳未満の子のいる家庭」と明確にし、区民や関係部署等に対して周知を図る。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	法廷事業であり、保護者からの相談に応じて養育費の確保についての助言を行うなど、生活を支援するために必要な事業であり、一層の推進を図っていく。

況議 (要旨) 会質 問状	
------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-29	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	ひとり親自立支援プログラム策定事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	伊藤	担当者名	石山・近藤
							3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	荒川区非常勤職員設置要綱、ひとり親自立支援プログラム策定事業事務取扱要領			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	ひとり親家庭の個々の状況に応じて、より安定した就業をめざして自立支援プログラムを策定し支援することによって、ひとり親家庭の自立の促進を図る。						
対象者等	区内在住のひとり親家庭の父または母で、児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあること。						
内容	ひとり親自立支援プログラム策定員が、ひとり親家庭の父母の自立・就労支援のために、個々の状況に応じた就労計画を策定し、区の就労支援課やハローワーク足立（マザーズハローワーク日暮里含む）と連携して就労につなげる、あるいは自立支援給付金などの事業につなげて継続的に自立を支援する。 （補助金）※国と都でプログラム策定の基準が異なる。 国庫補助金 プログラム策定1件につき 2万円 都補助金 プログラム策定1件につき（1万円の2分の1）5,000円						
経過	平成17年3月 厚生労働省から「母子自立支援プログラム策定員の設置について」通知及び「母子自立支援プログラム策定員の設置要綱」による技術的助言 平成18年4月 母子自立支援プログラム策定員を配置。国庫補助金が経費の全額補助 平成19年4月 「母子自立支援プログラム策定員の設置について」19年3月31日廃止⇒「母子自立支援プログラム策定事業実施要綱」についての技術的助言 平成19年度 国庫補助金がプログラム策定件数（面接2回以上を要件）につき2万円となる 平成20年度 都補助金の新設：面接1回及び電話2回以上⇒1件につき1万円×2分の1（5千円） 平成22年度 児童扶養手当が父子家庭の父も対象拡大したことにより、就業支援対象者もひとり親家庭の父母へと拡大 平成23年4月 生活保護受給者等就労支援事業が福祉から「就労」支援事業に移行。厚生労働省通知『母子自立支援プログラム策定事業等の実施について』一部改正						
必要性	ひとり親家庭の自立促進に寄与する事業であり、子どもの貧困対策の観点からも必要性が高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） ・火・水・木の午後の予約による相談受付 一回50分程度 ・PR方法 ①児扶現況届時にチラシ同封 ②区報掲載（8月の予定） ③ポスター掲示						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	1,164	1,164	1,164	1,164	1,242	1,250
①決算額（28年度は見込み）		1,096	1,096	1,097	1,095	1,241	1,240	1,257
②人件費等			0	0		232	308	
③減価償却費			0	0		98	137	
【事務分担量】（%）			0	0		3	4	
合計（①+②+③）		1,096	1,096	1,097	1,095	1,571	1,685	1,257
特定財源	国 母子家庭自立支援給付金事業	900	320	400	300	300	180	400
	都 子供家庭支援区市町村包括補助	125	125	75	75	75	50	100
	その他							
	一般財源	71	651	622	720	1,196	1,455	757
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	国庫補助金対象プログラム策定件数	22	14	14	14	8	7	20
	都補助金対象プログラム策定件数	14	14	14	14	8	7	20
	相談件数（延べ）	65	67	70	70	55	53	70

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	策定員報酬	1,036	報酬	策定員報酬	1,036	報酬	策定員報酬	1,043
報酬	策定員時間外報酬	3	報酬	策定員付加報酬	199	報酬	策定員時間外報酬	7
報酬	策定員付加報酬	199	旅費	特別旅費	5	報酬	策定員付加報酬	199
旅費	特別旅費	3				旅費	特別旅費	8

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① プログラム策定数	14	8	7	20	20	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親支援の業務が子育て給付係とひとり親女性福祉係に分かれており、離死別直後の対象者が手当の手続きだけ済みます場合が多いため、働きかけが難しい状況である。また、国や都の考え方では、本来自立支援プログラム策定員は児童扶養手当の担当部署に配置されることとなっている。</li> <li>・就労支援課や生活福祉課、仕事・生活サポートデスクなど、就労支援の部署が複数あるため、相談部署がわかりにくいという声がある。</li> <li>・係に専用の相談室が一つしかなく、婦人相談、ひとり親相談、家庭相談で使用するため相談が重なる場合が多く、カウンターで対応せざるを得ないことで、プライバシー保護に問題がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 未実施：千代田区・港区・目黒区・大田区・中野区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も、就労支援課やハローワーク等、ひとり親の就労に係わる関係機関との連携強化に努める。	月1回の就労支援担当者連絡会議において情報共有及び連携について確認することができた。	就労につなげるだけでなく、家庭の自立を目標にした計画シートを作成する等、自立に向けての意識づけを行う。
②	児童扶養手当の現況届の調査で把握した、無職又は求職中のひとり親の父又は母を就労相談につなげる。	児童扶養手当現況届郵送時に就労についてのアンケートを同封し、回答があった無職又は求職者の方に連絡をとり、就労相談を実施した。	就労に関するアンケートを今年度も実施し、無職又は求職中のひとり親の方を就労相談につなげる。
③			係の相談室は1室のみ。プライバシーが保護されない環境での相談に抵抗を感じる相談者が多いため、相談室を増設する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	ひとり親家庭の経済的自立の促進と生活の安定を図るため、重要な事業であることから、一層の推進を図る。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--



予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	入院料及び措置費等	4,324	委託料	事務費	0	委託料	事務費	1
			扶助費	入院料及び措置費等	3,592	扶助費	入院料及び措置費等	5,686

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 入院助産決定件数	11	12	12	10	10	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中から養育に不安のある特定妊婦の場合、出産や子の養育について強力な支援が必要であり、相談者が保健師と子ども家庭支援センター職員に相談しやすい体制を築く必要がある。</li> <li>・来日間もない外国人の妊婦など、経済的困窮の実状を把握するのが難しいケースがある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関係機関や区民に対する入院助産制度についての周知を充実させるとともに、関係機関との緊密な連携が必要である。	生活保護受給者が入院助産を申請する場合、初回相談時に生活保護ケースワーカーの同席を依頼した。	住民税非課税世帯で入院助産を希望するケースに対しては、都立病院への転院を勧め、真に助産が必要かどうかを精査する。
②	行政の支援につながりにくい特定妊婦が増えていることから、職員のスキルを向上させて寄り添った支援ができるようにする。	養育に不安があり、見守りが必要な特定妊婦については、婦人相談員と連携を図り、積極的に婦人保護施設への入所を勧めた。	養育に不安のある特定妊婦については、妊娠初期から保健師と子ども家庭支援センター職員に繋ぎ、連携を図る。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	法定事業であり、経済的に困窮している妊婦が安全な環境で出産できるよう、児童福祉事業として必要な事業であり、継続して実施する。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-31	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	母子生活支援施設（事務費）	部課名	子育て支援部	子育て支援課	課長名	伊藤	
		担当者名	相談：羽田・来田・茶谷、事務：森島		内線	3814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-06-01	母子生活支援施設事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		40年度	根拠	児童福祉法、荒川区児童福祉法施行細則、荒川区母子生活支援施設運営費補助要綱		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	保護者が、配偶者のいない女子またはこれに準じる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。（児童福祉法第23条）						
対象者等	児童の福祉に欠ける母子世帯 ●入所世帯数 16世帯（42人） 平成28年4月初日現在（定員 20世帯） 広域入所 2世帯（5人）						
内容	・子育て支援として、病児保育・補助保育の実施。小学生以上の子には遊び・児童行事・学習指導などの実施。 ・日常生活の支援として、家事・育児等の相談、心理相談、施設内カウンセリングの実施。 ・就労支援として、職探しや資格取得の情報提供。 ・入所期間は原則2年 ●母子生活支援施設（名称ハイツ尾竹）・認可年月 平成18年2月 ・設置主体：社会福祉法人 東京都福祉事業協会 定員 20世帯 ・職員：常勤職員11人〔施設長1人、少年指導員兼事務員3人、母子支援員3人、心理療法担当職員1人、被虐待児個別対応職員1人、調理員等1人、特別生活指導員1人〕、非常勤職員6人〔特別生活指導員1人、入所児童処遇特別職員1人、管理人等2人、自立支援員1人〕、嘱託医1人						
経過	昭和24年 都の施設として開設 昭和40年 区に移管 平成7年度 東京都福祉事業協会に運営委託 平成10年度 児童福祉法改正により施設名称変更。母子寮⇒母子生活支援施設 児童福祉法に基づき平成13年4月より、入所について措置から契約による申込み制度に変更 平成13年度 国基準算定の定員が暫定20世帯に回復（前年度後半から入所世帯数が急増） 平成18年1月末 区立ハイツ尾竹廃止、同2月 私立母子生活支援施設開設 平成23年4月 広域母子生活支援施設（区外）への入所開始 平成27年11月 広域入所受入開始						
必要性	法定事業であり、養育に課題を抱える母子家庭の養育環境の改善に必要な事業である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 国基準措置費は、認可定員・初日在籍人数に基づき、毎月施設に支弁する。都基準加算分、区単独加算分は請求に基づき補助する。入所申込→面接→調査→入所の承諾→入所						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	80,643	84,670	88,978	96,192	101,800	109,143
①決算額（28年度は見込み）		80,146	78,831	86,284	95,287	98,587	106,177	103,114
②人件費等		5,232	3,811	4,131	4,159	4,094	3,848	
③減価償却費		1,743	1,400	1,614	1,690	1,723	1,707	
【事務分担当量】（%）		60	45	50	50	53	50	
合計（①+②+③）		87,121	84,042	92,029	101,136	104,404	111,732	103,114
特定財源	国 母子生活支援施設措置費	32,248	33,022	32,800	43,092	42,851	43,672	46,800
	都 母子生活支援施設措置費	16,124	16,828	16,384	21,546	21,425	21,836	23,400
	その他 母子生活支援施設費	192	149	136	188	254	108	162
	一般財源	38,557	34,043	42,709	36,310	39,874	46,116	32,752
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	月平均入所世帯数	19.3	18.5	16.2	18.7	18.4	15.4	19
	月平均入所者数	45.1	44.3	39.4	47.0	43.4	37.4	50
	相談件数（新規）	28	16	36	24	28	121	30
	入所世帯数（新規）	5	4	7	5	5	7	5

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	区単独助成	12,168	負担金補助等		10,099	旅費		10
扶助費	母子保護費	86,419	扶助費		96,077	負担金補助等		12,948
						扶助費		90,156

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 自立世帯数	4	7	10	5	5	
	② 自立人数	12	16	23	12	12	
	③ 平均在所年数（年度末現在）（カ月）	25	14	22	24	24	

（問題点・課題） （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人や精神疾患など、施設職員とケースとの意思疎通が難しいケースが増えている。</li> <li>現在は、施設として短期的・中期的・長期的な自立支援目標を記載した自立支援計画票ではなく、本人の自立に向けての意思表示のみとなっているため、自立支援計画が不明確である。</li> <li>母子父子自立支援員や自立支援プログラム策定員との連携が十分にはできていない。</li> <li>真に必要なケースが施設入所につながらない傾向にある。</li> <li>入所期間が長期に渡る養育困難ケースが増えている。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 母子保護事業は全区実施。自区内に施設を持たない区 3区（千代田、中央、文京）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	本人のみならず、施設としての自立支援計画を策定して、自立に向けた具体的なスケジュールを立てるなど見直しを図る。	スケジュールを立てることについて指導し、自立支援面接の実施時期を見直した。	自立支援計画を明確にできるよう、引き続き施設に求めていく。
②	今後も継続して真に入所が必要な世帯が入所できるよう、関係機関と連携を図って対象者の把握に努める。	関係機関と関わっている世帯について、母子生活支援施設に入所可能か対象者の状況把握に努めた。	
③	入所期間が長期に渡る養育困難ケースが増えていることから、より一層関係機関との連携を図って支援していく。	関係機関とのケース会議を実施したり、本人の進捗状況をフォローする等、主の、より早い時期での自立を支援した。	施設の担当職員と母子父子自立支援員等が連携して自立支援計画の進捗確認を行えるように自立支援面接で確認し合う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	法定事業であり、養育に課題を抱える母子家庭の養育環境の改善に必要な事業であり、継続して実施する。

況議 （要旨） （質問状）	
---------------------	--





予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	印刷製本費	179	需用費	消耗品費	14	需用費	消耗品費	17
負担金補助等	東京都母子相談連絡研究会分担金	2	需用費	印刷製本費	54	需用費	印刷製本費	80
			役務費	口座振替手数料	30	委託料	口座振替手数料	60
			委託料	口座振替初期費用	216	委託料	ペイジー受付料	13
			委託料	ペイジー受付料	5	負担金補助等	東京都母子相談連絡研究会分担金	2
			負担金補助等	東京都母子相談連絡研究会分担金	2			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① ひとり親相談件数	596	545	1407	1450	1450	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多岐にわたる相談内容に対応できるよう、母子・父子自立支援員の相談スキルの向上を図る必要がある。</li> <li>・ひとり親支援の部署が、子育て給付係とひとり親女性福祉係の2つに分かれているため、ひとり親家庭の保護者が手当の手続きだけ行い、相談につながりにくい傾向がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成26年度で検討した効果的な周知方法の導入に向けて準備を行う。	ひとり親家庭へのリーフレットをわかりやすく変更し、窓口設置及び児童扶養手当現況時に手渡した。	ひとり親家庭アンケートを実施し、現況とニーズの把握に努める。また5年に1度の全国母子家庭調査においても確認を行う。
②	相談者が安心して相談できるよう環境整備を行う。	子育て支援部の個室を整備した。天井が筒抜け状になっているため、声の音量を工夫しなければならない。	ひとり親支援が効果的に行えるような組織体制等を検討する。
③	ひとり親家庭からの相談に的確に対応できるよう、母子・父子自立支援員の相談スキルの向上を図る必要がある。	研修の機会を活用し、相談スキル向上に努めた。また事務分掌を変更し、母子・父子自立支援員として幅広く業務に携わるようにした。	相談スキル向上のための研修や母子・父子自立支援員連絡会に出席、係内で共有し、相談者への対応の仕方の向上を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	法定事業であり、子どもの貧困対策として、ひとり親家庭の様々な課題解決の支援を行うため、一層の推進を図る。

況議 (要旨) 会 質 問 状	
--------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-33	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	ひとり親自立支援給付金事業	部課名	子育て支援部	子育て支援課	課長名	伊藤	
		担当者名	石山・近藤		内線	3815	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		16年度	根拠	自立支援教育訓練給付金事業実施要綱		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等	高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画		●非計画
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	ひとり親家庭の父または母の主體的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。						
対象者等	区内在住のひとり親家庭の父母で、児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にある者						
内容	<p>1 自立支援教育訓練給付金事業 資格取得のため、雇用保険制度の指定教育訓練講座等を受講した場合、本人が支払った費用の60%に相当する金額を給付する。（事前相談が必要で給付金は20万円が上限）</p> <p>2 高等職業訓練促進給付金等事業 看護師、保育士等の養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる場合、修業期間の全期間（上限3年間）に対して非課税世帯は月額100,000円、課税世帯は70,500円を給付する。</p> <p>3 学び直し支援事業（事前に相談が必要で受講費用の給付金は25万円が上限） よりよい条件での就職や転職に向けた支援を行うため、高卒認定を取得するための講座の受講費用のうち修了時に2割、高卒認定試験合格時に8割及び高卒認定試験の受験料を全額助成する。</p>						
経過	<p>平成15年4月 国において高等技能訓練促進費事業及び自立支援教育訓練給付金事業開始</p> <p>平成16年8月 荒川区において高等技能訓練促進費事業及び自立支援教育訓練給付金事業開始</p> <p>平成26年4月 高等技能訓練促進費→高等職業訓練促進給付金に名称変更</p> <p>平成27年4月 ひとり親学び直し事業開始</p> <p>平成28年4月</p> <p>1 高等職業訓練促進給付金等事業 修業年限の拡大（2年以上→1年以上） 対象資格の拡大（准看護師、歯科衛生士、製菓衛生師、調理師） 支給期間の延長（2年→3年）</p> <p>2 自立支援教育訓練給付金事業 給付金支給額の引き上げ（4割→6割）</p>						
必要性	<p>区報等でPRをする。窓口において、当該事業の対象者に事業説明をし、申請受理をする。</p> <p>PR方法 ①児扶の現況届時にチラシ同封 ②区報掲載（8月の予定） ③荒川区ホームページ</p>						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>区報等でPRをする。窓口において、当該事業の対象者に事業説明をし、申請受理をする。</p> <p>PR方法 ①児扶の現況届時にチラシ同封 ②区報掲載（8月の予定） ③荒川区ホームページ</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		14,257	17,473	5,684	10,047	6,900	12,011	8,664
①決算額（28年度は見込み）		13,939	8,740	5,579	4,676	6,340	7,890	8,664	
②人件費等		2,180	2,964	4,213	3,327	2,395	308		
③減価償却費		1,307	1,089	1,646	1,352	1,008	137		
【事務分担当量】（%）		45	30	51	40	31	4		
合計（①+②+③）		17,426	12,793	11,438	9,355	9,743	8,335	8,664	
特定財源	国	母子家庭自立支援給付金事業	5,145	1,441	1,240	4,327	5,075	6,080	6,331
	都	安心こども基金	5,868	5,079	2,741	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0	0
	一般財源		6,413	6,273	7,457	5,028	4,668	2,255	2,333
実績の推移	事項名		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	自立支援給付金 件数		3	0	3	2	1	0	4
	高等職業訓練促進給付金 件数		8	6	5	4	6	7	7
	相談件数（延べ）		35	26	44	42	34	24	40

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	6	需用費	消耗品費	15	需用費	消耗品費	30
需用費	印刷製本費	58	需用費	印刷製本費	58	需用費	印刷製本費	61
負担金補助及び交付金	高等職業訓練促進給付金	6,256	負担金補助及び交付金	高等職業訓練促進給付金	7,817	負担金補助及び交付金	高等職業訓練促進給付金	8,221
	教育訓練給付金	20					教育訓練給付金	93
							高校卒業程度認定試験合格支援	259

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 高等技能訓練促進費支給件数	4	6	7	7	7	件数は年度毎の支給件数。継続支給者は年度毎に1件と計上。
	② 入学支援修了一時金支給件数	3	0	3	4	4	
	③ 自立支援教育訓練給付金支給件数	2	1	0	4	4	

（問題点・課題分析）	資格取得に結びつけるための事業であることから、修了（卒業）できなかつたり、途中で退学してしまうことのないよう、事業開始時の動機づけ及び継続した見守り・助言が必要である。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） ※高校卒業程度認定試験合格支援事業（学び直し支援事業）実施区：4区（世田谷区、杉並区、豊島区、板橋区、足立区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	修業による生活の展望などを聞き取り具体的なイメージを持ってもらうことで修了できるように助言していく。	修業前と修業後の生活状況の変化について、相談者と共に確認しながら助言していくことができた。	修業による生活の展望を確認しながら具体的なイメージを持ってもらい、資格取得に向け助言していく。
②	ひとり親相談時に、中卒及び高校中退のひとり親家庭の保護者に対し高卒認定の資格を取得することを助言していく。	高校卒業程度認定試験合格支援事業において対象者に案内を行った結果、相談案件として数件あがったが、制度利用には至らなかった。	引き続きチラシや区報等でPRしていくとともに、相談等で対象者を知り得た場合には制度の活用について案内していく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	子どもの貧困対策として、ひとり親家庭の就業促進に向けた教育訓練や能力開発の機会を提供するために、一層の推進を図る。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-34	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	女性福祉資金貸付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	伊藤		
		担当者名	相談：来田・羽田、事務：森島	内線	3815		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	荒川区女性福祉資金貸付条例			
終期設定	●有 ○無 23年度		法令等	荒川区女性福祉資金貸付条例施行規則			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	女性〔配偶者がいない、もしくはいてもその扶養を受けられない者〕に対して、資金を貸し付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、女性の福祉増進に寄与する。						
対象者等	上記女性で、以下の要件の全部に該当する者。① 他から同種の貸付を受けられないこと ② 都内に6ヶ月以上居住していること ③20歳以上の者 ④ 直系親族又は兄弟姉妹を扶養している者（被扶養者がいない場合には、所得による制限（3,580,000円以下）あり）						
内容	○資金及び限度額 ◆事業開始資金 2,830千円 ◆事業継続資金 1,420千円 ◆技能習得資金 (月額) 68千円 ◆就職支度資金 100千円 ◆医療介護資金 340千円(医療)・500千円(介護) ◆生活資金 (月額) 103~141千円 ◆住宅資金(※) 1,500千円 ◆転宅資金(※) 260千円 ◆結婚資金(※) 300千円 ◆修学資金 (月額) 18~64千円 ◆就学支度資金 39~590千円  ※の資金は利子1%、それ以外は無利子						
経過	昭和33年1月 東京都婦人更生資金貸付条例施行（都単独事業、対象者…売防法要保護女子） 昭和39年3月 東京都婦人福祉資金条例施行（対象から売防法を削除） 昭和50年4月 区事務移管（荒川区婦人福祉資金条例制定） 平成3年10月 名称改正（荒川区婦人福祉資金条例から荒川区女性福祉資金貸付条例に改正）貸付対象年齢引き下げ（25歳→20歳） 平成8年4月 療養資金・生活資金（一部）無利子に改正 平成9年4月 利息改正 3% → 1%（利率を規則事項に改正・都は3%のまま） 平成11年4月 生活資金・就職支度金を無利子に改正、修学資金に特別限度額を設定 平成13年4月 事業開始資金・事業継続資金を無利子に改正、医療資金を医療介護資金に改正 平成23年4月 新規貸付を停止						
必要性	実績が少なく類似する貸付事業（社協貸付）により代替可能のため必要性は低い。同様の貸付制度があり、代替が充分可能であることから、条例を廃止する予定である。廃止時期は社会状況を踏まえて決めていく。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 平成23年度から新規貸付停止。継続貸付分（平成22年9月～平成25年3月）が終了したため、平成25年度から償還事務のみ実施。償還不可能なものは債権管理委員会で債権の整理を実施						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	1,380	1,944	648	0	0	0
①決算額（28年度は見込み）		1,026	1,944	648	0	0	0	0
②人件費等		875	2,541	2,478	2,495	1,468	924	
③減価償却費		291	933	968	1,014	618	410	
【事務分担当量】（%）		10	335	30	30	19	12	
合計（①+②+③）		2,192	5,418	4,094	3,509	2,086	1,334	0
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1,699	1,927	904	1,419	0	0	0
	一般財源	493	3,491	3,190	2,090	2,086	1,334	0
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	修学資金	2	3	1	0	0	0	0
	就学支度資金	0	0	0	0	0	0	0
	技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 貸付件数	0	0	0	0	0	
	② 償還率	92.7	89.2	90.7	89	89	
	③						

（問題点・課題） （指標分析）	<p>償還率を向上させるため、滞納時の早期働きかけを行い、償還者に対し定期的に納付する癖づけを行う。現在滞納者が数名のため、滞納者一人ひとりの状況を常に把握する必要がある。借受人自宅への督促訪問や、連帯保証人への請求、生保受給者であればCWとの連携をとる等、個人に合わせた支援を行っていく。また、平成27年度から口座振替が開始したため、納付書払いの借受人に対して引き続き口座振替を勧奨していく。</p>
	<p>（実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区） 未実施区 12区（千代田、新宿、文京、台東、目黒、大田、中野、杉並、豊島、足立、葛飾、江戸川） 今年度中に2区（江東区、渋谷区）廃止予定。</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	26年度の長期未納者への取り組みによる償還状況を検証。必要に応じて夏季のみ実施していた督促訪問を随時行うようにする。	連絡の取れないものに対し、通知・電話・訪問にて随時督促を行い、連絡が取れない償還者をゼロにすることができた。	継続して督促訪問を実施する。また必要に応じて夜間の訪問を実施し、日中会えない対象者に対し接触を試みる。
②	引き続き長期未納者に対し、通知・電話及び訪問による督促等を実施。保証人にも、借受人に対する納付依頼をする等改善に努める。	生保受給中の滞納者に対し、ケースワーカーと連携し督促を実施。償還再開につなげたケースがあった。	引き続き滞納者に対し、定期的に通知・電話を行う。またケースワーカー等、関係部署との連携を強化していく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
休止・完了	休止・完了	類似事業で対応可能のため、23年度で新規貸付を停止している。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-35	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	女性相談事業	部課名	子育て支援部	子育て支援課	課長名	伊藤	
		担当者名	相談：茶谷・羽田・来田・後藤、事務：森島		内線	3814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-01	女性相談事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 32年度		根拠	売春防止法・DV防止法・東京都女性相談員設置要綱			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	女性の生活、職業、その他の諸問題について、婦人相談員が相談、助言指導、関係機関との連絡調整を行い、女性が自立と安定した生活を送るための必要な支援を行う。						
対象者等	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）						
内容	婦人相談員による面接相談及び必要な援助 1 荒川区女性福祉資金の貸付相談（新規貸付は現在休止中） 2 婦人相談相談による指導・助言						
経過	昭和31年5月 売春防止法制定 昭和32年4月 東京都婦人相談所発足（売春防止法） 昭和32年6月 東京都婦人相談所一時保護事業開始（定員25人） 昭和40年4月 福祉事務所区移管 婦人相談員の身分を都職員から区職員へ切替 昭和52年4月 東京都婦人相談所から東京都婦人相談センターに名称変更（一時保護所定員30名に増員、対象を拡大し一般女性・母子も含む 電話相談開始） 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成4年4月 東京都女性相談センターに名称変更 平成10年1月 東京都女性相談センターに移転改築 平成27年11月 荒川区配偶者暴力相談支援センター事業を開始。非常勤相談員1名配置 平成28年7月 正規職員相談員を母子・父子自立支援員兼務とした。						
必要性	法定事業であり、区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）の安全と生活を守るために、極めて必要性の高い事業である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 婦人相談員4名（係長及び常勤2名・・・母子父子自立支援員兼務、非常勤専任婦人相談員1名）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	115	114	65	68	71	1,569	3,584	
①決算額（28年度は見込み）	39	86	50	38	44	1,489	3,584	
②人件費等	4,796	5,081	8,261	8,317	8,575	7,850		
③減価償却費	1,888	1,866	3,227	3,380	3,609	3,481		
【事務分担量】（%）	65	60	100	100	111	102		
合計（①+②+③）	6,723	7,033	11,538	11,735	12,228	12,820	3,584	
特定財源	国	666	665	399	25		944	665
	都	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0			
	一般財源	6,057	6,368	11,139	11,710	12,228	11,876	2,919
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	女性相談	130	110	145	125	266	613	
	女性相談センター等入所（再掲）	7	9	6	10	8	31	
	DV相談件数（再掲）	75	68	86	70	229	496	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	書籍購入	9	報酬	非常勤職員報酬	1,108	報酬	非常勤職員報酬	2,784
役務費	郵送料等	31	共済費	非常勤職員共済費	156	共済費	非常勤職員共済費	427
負担金補助等	婦人相談研究会費	3	需用費	相談室消耗品・書籍等	70	需用費	相談室消耗品・書籍等	33
			役務費	移送費・電話料・郵送料等	125	役務費	移送費・電話料・郵送料等	276
			委託料	婦人相談員検診費	22	委託料	緊急一時保護委託費	40
			負担金補助等	婦人相談研究会費	3	負担金補助等	婦人相談研究会費	3

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 女性相談件数（延べ人数）	125	266	613			
	②						
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者からだけでなく、元夫や家族からの暴力やストーーカー被害などの相談についても急増している。</li> <li>配偶者暴力相談支援センター事業の開始に伴い、証明書の発行や保護命令申立支援が新たな業務として加わったため、迅速が対応ができるよう知識を深める必要がある。</li> <li>精神疾患や依存症、更生保護施設の強制退去者などへの対応等、課題が複合的なケースが増加しているため、相談員個々の相談支援スキルの向上及び組織としてのノウハウの蓄積が課題である。</li> <li>相談室が不足していることと、加害者への対応を考慮した安全確保が課題である。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 配偶者暴力相談支援センター事業実施区：14区（港区・江東区・中野区・豊島区・板橋区・葛飾区・練馬区・台東区・荒川区・北区・江戸川区・杉並区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後も継続的に、DV被害を発見しやすい部署の職員に対してDV被害者支援事業を直接説明・周知できる機会を設ける。	保健師連絡会や小中学校の校長会において、DV被害者支援事業について周知を図った。	配偶者暴力相談支援地域協議会を通じて、DV被害者支援について課題を共有し、各支援機関との連携を深める。
②	配偶者等暴力支援センターの設置の必要性について検討を行う。	平成27年11月から荒川区配偶者暴力相談支援センター事業を開始した。	相談内容が複雑かつ多岐にわたるため、相談員の相談支援スキルの向上を図るよう、研修やスーパービジョンの機会を設ける。
③	被害者と対応者の安全のため、引き続き双方向の出入り口のある相談室の確保について働きかける。	乳幼児同伴の相談者が安心して相談できるスペースを確保するため、相談室の拡張工事を行った。	被害者の安全及びプライバシー保護に配慮した相談室を確保する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	法定事業であり、配偶者暴力等被害者の相談に的確に対応し、支援をより一層充実していくために必要な事業であり、重点的に推進を図っていく。

況 議 会 要 旨 問 状	H27.2 予算特別委員会：婦人相談員の配置は十分であるか
---------------------------------	-------------------------------



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-36	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	ひとり親家庭休養ホーム事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	伊藤	担当者名	石山
				内線	3815		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-05-01	ひとり親家庭休養ホーム事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	56年度	根拠	荒川区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03	ひとり親家庭等への支援				
目的	ひとり親家庭の親子を対象に、休養及びレクリエーションのために宿泊施設並びに日帰り施設を指定し、低廉な価格で利用できるような助成することにより、ひとり親家庭の福祉の向上と健康の増進に資する。						
対象者等	ひとり親家庭の親子						
内容	宿泊施設・日帰り施設を指定し、利用料の助成を行うことによって、ひとり親家庭が親子で気軽に楽しめるレクリエーションの機会を提供する。 [14年度から] ① 指定施設 宿泊施設（グリーンパール那須・清里高原ロッジ・ニューアカオ） 日帰り施設（荒川スポーツセンター・荒川遊園・スポーツハウス） ② 助成限度額 宿泊：大人・子どもともに 3,000円 日帰り：大人・子どもともに 1,000円 ③ 利用限度 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可						
経過	平成12年 日帰り子どもの助成限度額を都基準額に改正（2,000円→1,500円） 平成13年 指定施設変更（「安房もとな荘」指定解除・「ディズニーシー」追加指定） 対象年齢を「20歳未満」から「18歳に達した年度末まで」に改正 平成14年 指定施設変更（区有施設に限定）宿泊施設（72→3ヶ所）日帰り施設（4→3ヶ所） 助成限度額変更（宿泊：大人6,490円→3,000円 子ども5,770円→3,000円） （日帰り：大人2,000円→1,000円 子ども1,500円→1,000円） 利用限度回数変更（宿泊・日帰り合わせて2回→宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可） 平成23年5月 荒川遊園回数券配布方式→利用券交付様式に変更						
必要性	ひとり親家庭のレクリエーションに対する助成を行うことによって、家庭内のコミュニケーションの向上と休養を図る一助となっている。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 年度当初に指定施設と契約。利用者の申請によりひとり親家庭であることを確認し、利用券を発行。施設からの利用実績に基づき支出。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	842	1,039	933	1,020	941	940	941	
①決算額（28年度は見込み）	745	632	929	1,020	940	701	941	
②人件費等	1,744	847	826	832	695	462		
③減価償却費	581	311	323	338	293	205		
【事務分担当量】（%）	20	10	10	10	9	6		
合計（①+②+③）	3,070	1,790	2,078	2,190	1,928	1,368	941	
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	
	都	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	
	一般財源	3,070	1,790	2,078	2,190	1,928	1,368	941
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	宿泊利用者	68	68	109	91	109	66	88
	日帰り利用者	541	428	602	667	589	510	677
	遊園チケット繰越分利用者（外数）	35	38	0	0	0	0	0

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
使用料等	宿泊、日帰り施設利用料	940	使用料等	宿泊、日帰り施設利用料	701	使用料等	宿泊、日帰り施設利用料	941

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 利用者延人員	758	765	576	758	765	
	② 利用券未引替延人員（日帰り）	155	106	160	100	90	22年度より統計
	③						

問題点・課題 (指標分析)	子どもの貧困対策としてのひとり親家庭の支援策について改めて考えていく必要があり、本事業もその一つである。
	他区の実況 (実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区) 未実施区（千代田・文京・台東・墨田・江東・目黒・大田・中野・豊島・足立・葛飾・江戸川）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	申請者数増加のために、別件でひとり親からの相談があった際、パンフレットを交付する等、事業の周知に努める。	手当現況届の送付時、ひとり親支援チラシを同封。また余裕を持って申請できるように区報掲載の時期を早める等、周知方法の工夫に努めた。	27年度までの事業の周知方法について検証。随時、改善していく。
②	引き続き利用時間において開庁時間以外での申請に柔軟に対応する。	事前に連絡があった申請者に対し、開庁時間以外での申請を行えるようにした。	
③	引き続き印鑑を忘れた際はサインで対応していく。	印鑑忘れの際、本人のサインで対応し、再来所の必要がないように努めた。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	ひとり親家庭へのレクリエーション機会の提供を行うために必要事業であり、継続して実施する。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-37	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	ひとり親家庭サポート事業費	部課名	子育て支援部	子育て支援課	課長名	伊藤	
		担当者名	森島		内線	3818	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-06-01	ひとり親家庭サポート事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 57年度		根拠	・母子及び寡婦福祉法第17条・荒川区ひとり親家庭サポート事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパー等を派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。						
対象者等	区内に住所を有する小学生以下の児童がいるひとり親家庭で、ひとり親家庭の親又は児童又は日常の家事・育児をしている同居の祖父母等が一時的傷病の場合						
内容	ヘルパー派遣業者等と委託契約を締結し、利用者の申請に基づきベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣する。 【派遣回数】同一世帯につき原則として月5回以内（最大12回まで） 【派遣時間】午前7時～午後8時（ただし育児援助は午後10時）の間で2時間以上8時間以内（1時間単位） 【援助内容】①育児援助 ②家事援助						
経過	昭和57年度 ヘルパー派遣事業開始 ひとり親となった直後 月8回派遣 3ヶ月を限度 昭和58年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 3ヶ月を限度 昭和59年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 6ヶ月を限度 昭和61年度 ヘルパー派遣時間帯の延長 午前10時～午後4時 → 午前7時～午後7時 昭和62年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 期間を削除 平成3年度 ひとり親となってから2年以内 月12回派遣 平成12年度 育児はひとり親となってから1年以内で小学校3年生以下に変更 平成14年度 事業対象者該当事由変更 平成20年度 ひとり親家庭サポート事業を開始し、就職活動、技能習得の通学、冠婚葬祭等を加えた 平成23年度 ひとり親1年以内と、母子自立支援プログラム参加、学校の公的行事参加等を加えた 平成25年度 家事支援の派遣時間を午後10時までから午後8時までとした						
必要性	ひとり親の安定した生活と自立促進に寄与するうえで、必要な事業である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1 区は、業者とヘルパー派遣委託契約を締結する。 2 事前の登録が必要。利用時にその都度申請書を提出してもらい、区は派遣の可否を決定する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	1,029	890	760	771	984	1,003	940	
①決算額（28年度は見込み）	326	402	711	744	842	943	940	
②人件費等	2,616	4,235	1,239	416	1,622	847		
③減価償却費	872	1,555	484	169	683	375		
【事務分担量】（%）	30	30	15	5	21	11		
合計（①+②+③）	3,814	6,192	2,434	1,329	3,147	2,165	940	
特定財源	国	0	0	0				
	都	0	0	0				
	その他	0	0	0				
	一般財源	3,814	6,192	2,434	1,329	3,147	2,165	940
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	利用世帯数	7	11	13	15	4	12	14
	利用日数	33	52	75	96	69	103	101
	登録世帯	15	22	24	30	23	23	25

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	ヘルパー派遣委託料	842	委託料	ヘルパー派遣委託料	943	委託料	ヘルパー派遣委託料	940

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① ヘルパー利用時間数	417	421	637	418	418	
	② ヘルパー利用平均時間数（1日当たり）	4.6	6.1	6.3	4.1	4.1	利用時間数／利用回数
	③ ヘルパー利用回数	92	69	101	101	101	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録世帯の利用状況に偏りが見られる。</li> <li>当日の急な依頼には対応することが困難である。</li> </ul>
	<p>（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区）</p> <p>未実施区 墨田区（ひとり親家庭に特化しない形で実施）・葛飾区（社会福祉協議会実施）・足立区（子育て事業として実施）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	本事業での支援に該当しないケースについて、区の他のサービスを行っている部署との情報共有に努めている。	社会福祉協議会が実施するファミリー・サポートセンターを併せて紹介し、柔軟にサービスが使えるよう情報提供をした。	本事業についての国等の動向を踏まえて、事業内容についての検討を行う。
②	当日キャンセルについての扱いを登録時に文書で案内するほか、当日キャンセルが発生しないよう周知徹底する。	登録前の相談を受ける際に説明するとともに、登録時に文書で案内した。やむを得ない場合を除き、当日キャンセルはほぼ無くなった。	
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	法定事業であり、ひとり親家庭の生活支援のために必要な事業であり継続して実施する。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-38	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	母子及び父子福祉資金貸付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	伊藤
		担当者名	相談：羽田・来田、事務：石山・森島	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	02-06-03	母子福祉貸付金歳出金<貸付金>（子育て支援課）			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 28年度		根拠	母子及び父子並びに寡婦福祉法、福祉資金貸付	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	条例、東京都福祉資金貸付条例	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市			
	政策	03 子育てしやすいまちの形成			
	施策	03 ひとり親家庭等への支援			
目的	配偶者のいない女子又は男子で現に児童（20歳未満）を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために資金を貸付ける。				
対象者等	都内に6ヶ月以上居住している、母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満の児童を扶養している者 <他貸付制度との関係> 1 生活福祉資金→母子が優先 2 女性福祉資金→母子が優先				
内容	○資金及び限度額 ◆事業開始資金 2,830千円 ◆事業継続資金 1,420千円 ◆技能習得資金 460千円 ◆修業資金（※） 460千円 ◆就職支度資金（子のみ※） 320千円 ◆医療介護資金（医療資金 340千円）（介護資金 500千円） ◆生活資金 141千円/月額 ◆住宅資金 1,500千円 ◆転宅資金 260千円 ◆結婚資金 300千円 ◆修学資金（※） 18～64千円/月額 ◆就学支度資金（※） 40～590千円 ※以外の資金は、保証人がいる場合無利子、いない場合は1.0%利子 ※の資金は無利子 母又は父が課税世帯の場合、保証人はなし（母又は父が非課税世帯の場合は、保証人が必要） ※平成28年度より、修学資金の貸付限度額を特別分貸付限度額に一本化				
経過	昭和28年4月 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行 / 昭和39年7月 母子福祉法施行*旧法廃止 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法施行（名称改正） 平成10年4月 利子の一部を無利子化 平成12年4月 利子の一部を無利子化（事業開始・事業継続） 療養資金を医療介護資金に改正 平成14年11月 特例児童扶養資金の創設、生活資金（生活安定貸付）の拡充 平成18年4月 生活資金の貸付要件を緩和 平成19年7月 特例児童扶養資金の終了 平成21年6月 利子の全部を無利子化、保証人要件の緩和 平成22年4月 都立高校授業料無償化、私立高校等就学支援金制度制定。就学支援金対象分を減額 平成26年10月 父子家庭への対象拡大、20歳未満の子を扶養していて20歳以上の子がいる場合の20歳以上の子の貸付可能（修業資金・結婚資金・修学資金・就学支度資金）となった。 平成27年4月 口座振替（ペイジー含む）による償還開始				
必要性	ひとり親家庭の経済的自立の促進と生活意欲の助長及び子どもの福祉を増進する事業として必要性が高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） <貸付審査会> 「東京都母子及び父子福祉資金並びに荒川区女性福祉資金貸付審査会」を設置。 <広報> 年1回、区報に掲載（8月に掲載予定） ひとり親相談、女性相談の対応の際に周知				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度							
	予算額	47,998	60,335	81,096	78,883	74,464	71,476	85,488
①決算額（28年度は見込み）	44,626	54,563	67,359	63,844	66,271	59,113	85,488	
②人件費等	8,720	7,622	9,004	11,644	10,892	11,005		
③減価償却費	3,777	2,799	3,517	4,732	4,584	4,881		
【事務分担当量】（%）	130	90	109	140	141	143		
合計（①+②+③）	57,123	64,984	79,880	80,220	81,747	74,999	85,488	
特定財源	国	0	0	0	0	0	0	
	都	44,626	54,563	67,359	63,844	66,271	59,113	85,488
	母子福祉資金貸付金							
	その他	0	0	0	0	0	0	0
一般財源	12,497	10,421	12,521	16,376	15,476	15,886	0	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	修学資金 貸付件数	59	72	97	99	98	111	105
	就学支度資金 貸付件数	24	32	32	29	24	30	45
	その他資金 貸付件数	4	8	2	1	2	3	3
	貸付額（単位：千円）	44626	54563	67359	63844	66,271	71,476	85488

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
歳入歳出外現金	貸付金	66,271	歳入歳出外現金	貸付金	71,476	歳入歳出外現金	貸付金	85,488

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 貸付件数	129	124	144	153	153	
	② 償還率	39.9	38.5	39.2	39.3	39.3	
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付相談の際にも、就労支援や居場所づくり事業等の他の支援につなげるなど、ひとり親相談としての視点で対応する必要がある。</li> <li>償還事務についても、滞納し始めた際に事情を聴くなど、支援につなげることでこげつきを防ぐ工夫が求められる。特に長期未納者に対しては、借受人自宅への督促訪問や、連帯保証人への請求、生保受給者であればCWとの連携を図る等、督促の強化を行う必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	26年度の長期未納者への取り組みによる償還状況を検証。必要に応じて夏季のみ実施していた督促訪問を随時行うようにする。	臨時督促訪問を行ったところ、滞納分を分割または一括で納付する借受人が数名おり成果が得られた。	貸付相談の中に他に困難な状況がないか丁寧に聞き、相談者と一緒に課題を整理していく。
②	引き続き長期未納者に対し、通知・電話・訪問による督促等を実施。保証人にも、借受人に対する納付依頼をする等改善に努める。	12月に借受人、1月に保証人に対して催告状を送付。封筒を赤封筒にし送付したところ、一括または分割償還の相談が多く寄せられた。	長期滞納者に対し定期的な通知・電話・訪問による督促を実施する。また保証人に対し借受人に納付する旨の声かけを依頼する。
③	収支内訳の状況を確認しながら貸付の可否を判断し、必要に応じて他制度を案内していく。	収支内訳の状況を確認しながら貸付可否の判断ができた。当資金で貸付できないケースについては他制度を案内できた。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	法定事業であり、ひとり親家庭の児童の修学のための資金貸付など、子どもの貧困対策として、必要な事業であるため継続して実施する。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-40	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	児童育成（育成・障害）手当給付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	伊藤	担当者名	原田 内線 3816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-02	児童育成手当					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 47年度		根拠	荒川区児童育成手当条例・同施行規則			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	児童を養育している母子・父子家庭に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	【育成手当】父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以降の最初の3月31日まで）を養育しているひとり親等 【障害手当】20歳未満で中度以上の障がいがある児童を養育している父母等						
内容	●育成手当 児童一人 13,500円/月 障害手当 児童一人 15,500円/月 を申請のあった翌月から年3回（6・10・2の各月）にまとめて支給。 ●都で実施していた、認定にかかわる障がい判定事務を16年度から区で実施。						
経過	●都事業として始まり、現在に至る。（母子、父子ともに対象） ●平成12年6月、所得制限額を特別障害者手当と同基準に改正。（所得制限強化） ●平成24年度、報償費、一般需用費、役務費、扶助費を児童手当事業費から育成手当予算に独立させる。						
必要性	離婚等により生活が安定していないひとり親家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ●臨時職員） 子育て給付係窓口にて申請受付→審査→決定・給付 年1回（6月）受給資格確認のため現況届（所得状況届）受付を行い、資格継続の有無を確認する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		470,827	477,321	479,785	484,811	491,769	470,794
①決算額（28年度は見込み）		466,750	461,713	478,453	484,730	480,871	469,672	461,809
②人件費等		6,976	4,235	6,939	8,317	7,339	6,926	
③減価償却費			1,555	2,711	3,380	3,088	3,072	
【事務分担量】（%）		80	50	84	100	95	90	
合計（①+②+③）		473,726	467,503	488,103	496,427	491,298	479,670	461,809
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		473,726	467,503	488,103	496,427	491,298	479,670	461,809
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	育成手当児童数（月平均）	2734	2695	2784	2819	2800	2741	2704
	障害手当児童数	130	133	146	147	144	136	125
	併給（再掲）	(22)	(19)	(21)	(17)	(21)	(25)	(20)
	受給児童数計（月平均）	2864	2828	2922	2966	2944	2877	2829

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用品、印刷製本	25	需用費	事務用品、印刷製本	19	報償費	判定医謝礼	24
役務費	郵便料、通信料	476	役務費	郵便料、通信料	362	需用費	事務用品、印刷製本	101
扶助費	育成手当 @13,500×延べ33,599人	480,369	扶助費	育成手当 @13,500×延べ32,897人	469,292	役務費	郵便料、通信料	423
	障害手当 @15,500×延べ1,738人			障害手当 @15,500×延べ1,629人		扶助費	育成手当 @13,500×延べ32,451人	461,261
							障害手当 @15,500×延べ1,495人	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 育成手当受給児童数	2664	2653	2602	2567	2567	(年度末児童数)
	② 障害手当受給児童数	150	142	150	138	138	(年度末児童数)
	③						

（問題点・課題分析）	・ 障害手当については、心身障害者手帳、愛の手帳等の確認を通して障害状況の把握に努める。また、心身障害者福祉手当との二重支給が発生しないように情報共有をする。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	障害手当受給対象者の障害状況について、心身障害者手帳、愛の手帳等を確認し、現状把握に努める。	障害手当受給対象者の障害状況について、現況届時に心身障害者手帳、愛の手帳を確認する等、現状把握に努めた。	障害手当受給対象者の障害状況について、特別児童扶養手当や障害者福祉課とも連携してさらに現状把握に努める。
②	新システムの操作・入力方法マニュアルを活用するとともに、マニュアルの精度を向上させる。	新システムの操作・入力方法マニュアルを活用するとともに、マニュアルの精度向上に努めた。	新システムの操作・入力方法マニュアルにレアケースの処理方法もストックしていく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の内容で実施していく。

況議（要旨）	会質問状
--------	------



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-41	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	児童扶養手当等支給事業費	部課名	子育て支援部	子育て支援課	課長名	伊藤	
		担当者名	平野		内線	3816	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-01	児童扶養手当等支給事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 36年度		根拠	児童扶養手当法、荒川区児童扶養手当支給要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	特別児童扶養手当の支給に関する法律			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	・18歳まで又は20歳未満で中度以上の障がいのある児童を監護している父、母又は養育者に対し、家庭生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	【児童扶養手当】父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以降の最初の3月31日までで、中度以上の障がいがある場合は20歳未満）を養育しているひとり親等 【特別児童扶養手当】20歳未満で中度以上の障がいがある児童を養育している父母等						
内容	【児童扶養手当】本人の所得により支給額を決定。全額支給：月額42,330円、一部支給：42,320円～9,990円 10円単位（物価スライドによる変更有）第2子は月5,000円、第3子以降は一人につき月3,000円が加算される（28年8月分から加算額変更：第2子：全部支給10,000円、一部支給9,990円～5,000円、第3子以降：全部支給6,000円、一部支給5,990～3,000円、物価スライドによる変更有）。申請のあった翌月から年3回（4.8.12月に各月の前月分まで）にまとめて支給。 【特別児童扶養手当】1級：51,500円 2級：34,300円（物価スライドによる変更有）						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昭和36年児童扶養手当法施行、昭和39年特別児童扶養手当開始（児童扶養手当）</li> <li>●平成14年8月から、受付のほか認定及び手当支給事務も都から区に移管される。（法定受託事務）</li> <li>●平成16年度 認定にかかわる障がい判定事務は、区で実施する。児童扶養手当事務費一般財源化</li> <li>●平成18年度 三位一体改革により児童扶養手当の国庫負担割合3/4→1/3</li> <li>●平成20年4月 受給開始から5年経過等受給者の一部支給停止措置始まる。</li> <li>●平成22年8月から父子家庭への手当支給開始。</li> <li>●平成24年8月から支給要件にDVによる保護命令が追加。</li> <li>●平成26年12月1日から公的年金との併給が可能となる。</li> <li>●平成28年8月から第2子、第3子加算額を増額、物価スライド制を導入</li> </ul>						
必要性	児童の健やかな成長を図るため、離婚等により生活が安定していない母子、父子家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ●臨時職員） 【児童扶養手当】子育て支援課にて受付及び認定、年1回8月に対面で現況調査を行う。 【特別児童扶養手当】子育て支援課にて受付し、東京都が認定する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	657,660	682,571	687,183	700,073	727,815	667,966
①決算額（28年度は見込み）		656,708	670,812	686,746	694,164	667,297	656,551	689,101
②人件費等		10,464	16,942	17,606	12,367	11,717	8,081	
③減価償却費			6,749	7,745	8,112	7,640	3,584	
【事務分担当量】（%）		120	217	240	240	235	105	
合計（①+②+③）		667,172	694,503	712,097	714,643	686,654	668,216	689,101
特定財源	国 児童扶養手当金等	217,674	222,573	228,654	231,197	222,287	217,061	229,734
	都 都営交通無料乗車券発行事務手数料等	66	64	142	138	65	58	65
	その他							
	一般財源	449,432	471,866	483,301	483,308	464,302	451,097	459,302
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	児童扶養手当受給者数	1433	1475	1539	1482	1443	1425	1442
	特別児童扶養手当受給者数（参考）	160	158	159	181	175	171	172
	延べ児童数	25158	25764	26414	27301	26262	25571	25571

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	障害判定医謝礼	46	需用費	消耗品・印刷製本等	200	報償費	障害判定医謝礼	70
一般需用費	消耗品・印刷製本等	175	役務費	郵便料	382	需用費	消耗品・印刷製本等	192
役務費	郵便料	366	委託料	システム改修委託費	4,650	役務費	郵便料	553
扶助費	扶養手当費	665,469	扶助費	扶養手当費	651,318	扶助費	扶養手当費	688,286
報酬	母子自立支援プログラム策定員	1,238						
旅費	判定医旅費	3						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 児童扶養手当受給児童数	2230	2093	2064	2101	2101	
	② 特別児童扶養手当受給児童数	181	187	180	181	181	
	③ 父子手当受給児童数（再掲）	107	101	122	122	122	①の再掲

（問題点・課題分析）	28年8月分から第2子・第3子以降の加算額が変更されるため、支給額の決定、支払に支障がないようにシステム改修等を進める必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	支払に支障が出ないよう、システム改修を行う。また、関係部署との連携など、改善できるのであれば改善する。	システム改修を行い、年金併給者の支給を行った。区他部署との連携のほか、年金事務所へ調査により、適切な支給に努めた。	第2子・第3子以降の加算額増額にともなうシステム改修を進めるとともに、受給者に変更額の周知を図る。
②	福祉システムの操作マニュアルを作成し、安定的運用を行えるよう、業務の整理を行う。	操作マニュアルを作成した。	
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	国の基準に基づいて実施していく。

況議 （要 旨） 問 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16二定 物価スライドによる児童扶養手当の削減に反対すべき。</li> <li>平成19二定 申請主義の改善</li> <li>平成20 父子手当の創設</li> <li>平成28年6月会議 児童扶養手当の支給月を年3回から毎月支給にするべき。</li> </ul>
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-42	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	ひとり親家庭医療費助成事業	部課名	子育て支援部	子育て支援課	課長名	伊藤	
		担当者名	本間		内線	3816	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-04-01	ひとり親家庭医療費助成事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		2年度	根拠	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例・同施行規則		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画		●非計画
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 ひとり親家庭等への支援					
目的	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。						
対象者等	① ひとり親家庭の父又は母（母子・父子家庭） ② 両親がいない児童などを養育している養育者 ③ ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日（障がい児は20歳未満）までの者。 ④ 父又は母が重度の障がいがある児童 ※所得制限あり						
内容	●対象世帯に対し、医療証を交付し、保険自己負担分を給付。（住民税課税世帯は自己負担1割あり） 子育て支援課窓口申請→申請後3～4日前後で医療証交付（所得及び戸籍等により対象者の確認） 年1回、世帯や所得の状況を確認するための現況届受付事務有り。毎年1月更新。 ●事務の流れ 現物支給：医療機関に医療証提示後受診→レセプトを国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金に送付→連合会及び支払基金で審査→区に請求→連合会及び支払基金に支払→連合会及び支払基金は医療機関に支払う。 現金払い：都外で診療を受ける場合は受診者が立替払いをし、後日、領収書を子育て支援課窓口を持参し、銀行口座に振り込む手続きを行う。						
経過	平成2年度 都の事業として開始し、現在に至る。 平成13年1月より、保険診療の自己負担金全額助成から一部負担金制度を導入。 ●住民税課税世帯 保険診療分の1割（食事療養費は自己負担） ●住民税非課税世帯 食事療養費のみ自己負担 ※平成14年度、乳幼児医療助成制度と対象者が重複した場合、従来はひとり親医療制度が優先だったが、一部負担金の違いから乳幼児医療助成制度が優先となった（現在、子ども医療は15歳になった3月31日まで、ひとり親医療助成は子が18歳になった3月31日まで）。 平成19年度より補助金から財調に切り替え。						
必要性	ひとり親家庭等の生活の安定と保健の向上をはかるために医療費の助成は必要である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ●現物給付の医療費の審査、医療機関への支払に関する事務を国保連・基金に委託（委託契約は東京都に委任）、区は国保連・基金に医療費、審査委託料を支払う。現金給付は区が直接対象者に給付。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		70,685	65,878	72,106	76,722	83,020	74,336
①決算額（28年度は見込み）		66,431	68,360	71,399	75,961	70,687	70,843	74,429
②人件費等		8,720	8,469	8,261	8,317	7,873	7,696	
③減価償却費			3,110	3,227	3,380	3,414	3,413	
【事務分担量】（%）		100	100	100	100	105	100	
合計（①+②+③）		75,151	79,939	82,887	87,658	81,974	81,952	74,429
特定財源の推移	国							
	都		0	0	0	0		
	その他		0	0	0	0		
	一般財源		75,151	79,939	82,887	87,658	81,974	81,952
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	対象世帯	1408	1435	1473	1418	1404	1314	1365
	助成件数	25766	25883	27627	28802	27105	27121	28556
	助成額(単位:千円)	64169	66069	69055	73513	68353	68524	71965

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	印刷製本	151	需用費	印刷製本	120	需用費	印刷製本	176
役務費	郵送料	171	役務費	郵送料	213	役務費	郵送料	220
委託料	レセプト審査委託料	2,011	委託料	レセプト審査委託料	1,984	委託料	レセプト審査委託料	2,068
扶助費	医療費	68,353	扶助費	医療費	68,524	扶助費	医療費	71,965

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 医療費助成対象者数	1978	1950	1815	1961	1961	
	② 対象世帯	1418	1404	1314	1365	1365	
	③						

（問題点・課題分析）	現況届出時などに送付する通知が事業ごとに作成されているため、手続きや用意する書類がわかりにくいことがある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	福祉システム更新後の事務マニュアルを作成する。	福祉システム更新後の事務マニュアルを作成した。	現況届出時などに送付する通知を児童扶養手当用の通知とまとめることにより、よりわかりやすいものにする。
②	26年度の結果を踏まえ、27年度についても引続きチラシを配付するなどして周知を行う。	27年度も現況届出時にチラシを配付し、周知を図った。	
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	現状の内容で実施していく。

況議（要旨）	会質問状
--------	------